

令和 7 年 10 月以降の短期入所利用の流れについて

職員の退職等により、やむを得ず令和 7 年 4 月より診療体制を縮小しておりましたが、10 月より短期入所希望の診察を再開いたします。

新たに短期入所を希望される方については、短期入所用の診察を受けていただいた上での申込みとなります。すでに定期的に受診されている方についても、初めて短期入所を希望される場合は短期入所用の診察を受けていただく必要があります。また呼吸器装着や気管切開または胃ろう造設等大きくお身体の状態に変化があった場合も短期入所用の診察を受けていただきます。

診療枠には限りがあるため、ご希望に沿った診察日程の調整ができない場合がございますので予めご了承ください。ご不便をおかけし誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

<短期入所利用の流れ>

